

令和3年第5回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和3年5月13日（木）午後2時00分
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 田村 星 寿	2番 中野 栄
3番 嶺岸 勝 志	4番 三須 清 一
5番 大井 栄 一	6番 大炊 三枝子
7番 成島 誠	8番 川村 泉 治
9番 宮久保 勝	10番 根本 博

4. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩四郎
庶務係長	遠 藤 幸 廣
農地係長	富 塚 隆 則
主任主事	片 桐 圭 悟

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画（案）について
議案第3号 農地法の規定による許可を要しない土地の判定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する
専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について
報告第3号 農地の使用貸借権の解約通知について
報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出書について

報告第5号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

三須清一会長 ただいまから、令和3年第5回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

3番 嶺岸勝志委員

5番 大井栄一委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規設定2件、再設定2件、中間管理機構4件、所有権移転2件、合計10件。

議案第3号「農地法の許可を要しない土地の判定について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年5月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,329平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇の北西側約1,500メートルに位置しています。位置図は、議案資料の4ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。農業経営規模を拡大し、経営効率を上げるため、自身の所有する耕作地に隣接している農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人の代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ約2.08ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻と子が年間230日、子の妻が200日です。トラクター、農用自動車等をそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年5月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は9ページからとなります。

整理番号2番の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑3筆、合計面積は1,463平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南南東側約431メートルに位置しています。位置図は、議案資料の12ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な農地の賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号2番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約3.14ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が年間340日です。トラクター、農用自動車等をそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第1号整理番号3番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号3番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年5月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は16ページからとなります。

整理番号3番の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,057平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南南東側約475メートルに位置しています。位置図は、議案資料の19ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利な農地の賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号3番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ約1.64ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が年間340日、子2人が10日です。トラクター、農用自動車、ビニールハウス等をそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号3番「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号3番については原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第1号整理番号4番「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入りたいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第1号整理番号4番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年5月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は23ページからとなります。

整理番号4番の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑3筆、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、合計面積は3,661平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南西側約270メートルと691メートルに位置しています。位置図は、議案資料の26ページ、27ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人も〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利な農地の使用貸借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号4番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約1.64ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。トラクター、農用自動車、ビニールハウス等をそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号4番「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号4番については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年5月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は32ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑2筆、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑3筆、合計5筆、合計面積は5,304平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は5年間、借賃は全面積に対して〇万円です。

整理番号2番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇〇字〇〇地先の地目田4筆、合計面積は2,360平方メートルです。権利の設定を受ける者は株式会社アビベジで、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は全面積に対して〇万円です。

整理番号3番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,724平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は全面積に対して〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号4番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,709平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方2人と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方1人の合計3人の方です。借受期間は3年間、借賃は全面積に対して〇,〇〇〇円です。

整理番号5番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,067平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号6番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田3筆、〇〇〇地先の地目田2筆、合計5筆、合計面積は1万1,688平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する方は〇〇の方です。借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号7番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,805平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号8番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,587平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号9番、所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,819平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。売買金額は、全面積で〇〇万円です。

整理番号10番、所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、面積は6,968平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利の設定する者は〇〇の方です。売買金額は、全面積で〇〇〇万〇〇〇円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から、議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第2号整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約2.63ヘクタールで、農業従事日数は、本人と父が年間300日、母が280日、妻が250日、祖母が60日です。トラクター、農用自動車、倉庫等をそろえています。

続いて、整理番号2番、権利の設定を受ける者の経営面積は、今回設定する借受地0.24ヘクタールです。農業従事日数は、スタッフ2人が年間300日と1人が100日です。トラクター、管理機等は、農業者でもあるスタッフが所有している機材を借り受けるとのことで

す。

続いて、整理番号3番、9番、権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約2.30ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間347日で、妻が11日です。トラクター、農用自動車、管理機等をそろえています。

続いて、整理番号4番、権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ0.83ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が320日です。トラクター、耕運機等をそろえています。

続いて、整理番号5番、転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約12.65ヘクタールで、農業従事日数は、本人と子が年間300日、妻が200日、父と母が30日です。トラクター、農用自動車、倉庫等を一通りそろえています。

続いて、整理番号6番、転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約27.78ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻と子が年間280日です。トラクター、農業用自動車、倉庫等を一通りそろえています。

続いて、整理番号7番、8番、転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約9.82ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻と父と子が180日です。トラクター、農用自動車、倉庫等を一通りそろえています。

続いて、整理番号10番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約28.14ヘクタールで、農業従事日数は、本人と父が年間330日、祖母が30日です。トラクター、農業用自動車等を一通りそろえています。

以上の内容を基に審議をいたしましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」整理番号1番から10番に対する質疑に入ります。

なお、〇〇委員、〇〇委員が権利の設定を受ける者、転貸を受ける者となっております。

〇〇委員、〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」整理番号2番及び6番を除く整理番号1番から10番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

嶺岸委員。

嶺岸勝志委員 中間管理機構を通して借り受ける農地の合計面積を教えてください。

事務局 中間管理機構を通したものが、件数が4件で、筆が8筆、合計面積は2万147平方メートルです。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2番及び6番を除く整理番号1番から10番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号整理番号2番に対する質疑に入ります。

〇〇委員は、先ほど申しましたとおり、議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

(〇〇委員退室)

これより議案第2号整理番号2番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、採決します。

議案第2号整理番号2番について、決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2番は原案どおり決定することとしました。

〇〇委員を入室させてください。

(〇〇委員入室)

次に、議案第2号整理番号6番に対する質疑に入ります。

〇〇委員は、先ほど申しましたとおり、議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

(〇〇委員退室)

これより議案第2号整理番号6番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、採決します。

議案第2号整理番号6番について、決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号6番は原案どおり決定することとしました。

〇〇委員を入室させてください。

(〇〇委員入室)

三須清一会長 次に、議案第3号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをお開きください。

議案第3号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」。

下記のとおり、非農地と思われる案件がありましたので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年5月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は54ページからとなります。

4月の総会において御審議いただきました、農地法の許可を要しない土地の判定についての案件の隣接地になります。

当該地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は67平方メートルの市街化区域内の土地の判定です。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇約1,130メートルに位置しています。土地の名義人は、〇〇の方です。

現況は、長年放置された土地のため樹木が繁茂しており、その土地の周囲の状況からも、農地として復元しても継続して利用することが困難と見込まれます。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

第1調査会で現地確認を行い、審議しました。

当該地は接道がなく、樹木も繁茂しており、農地として復元しても継続して利用することが困難なことが確認できました。

第1調査会では、議案第3号は全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

非農地として決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり非農地として判断することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は、第1号から5号までの5件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、いずれも診療所です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、いずれも住宅です。

報告第3号は、「農地の使用貸借権の解約通知について」で、1件受理しました。届出事由は、賃借人が耕作を行っていないためです。

報告第4号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。届出事由は、いずれも相続です。

報告第5号は、「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」で、2件受理しました。届出事由は、いずれも買受希望です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から5号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第5回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

会 長

署名人

署名人